

富山県地域防災計画（原子力災害編）再改定案 新旧対照表

旧	新	備考
<p data-bbox="376 496 808 639">富山県地域防災計画 原子力災害編</p> <p data-bbox="443 975 741 1110">平成25年 4月 富山県防災会議</p>	<p data-bbox="1279 496 1711 639">富山県地域防災計画 原子力災害編</p> <p data-bbox="779 639 1391 858">再改定案</p> <p data-bbox="1346 975 1644 1110">平成26年 ●月 富山県防災会議</p>	

富山県地域防災計画（原子力災害編）再改定案（第1章） 新旧対照表

旧	新	備考
<p>第1章 総則</p> <p>第1節 目的 (略)</p> <p>第2節 計画の性格 (略)</p> <p>第3節 計画の周知徹底 (略)</p> <p>第4節 計画の基礎とすべき災害の想定 (略)</p> <p>第5節 緊急事態における防護措置実施の基本的考え方</p> <p>第1 緊急事態の段階 (略)</p> <p>第2 緊急事態初期対応段階における防護措置の考え方</p> <p>1 緊急事態区分及び緊急時活動レベル（Emergency Action Level。以下「EAL」という。）</p> <p>(1) 基本的な考え方 (略)</p> <p>ア 警戒事態</p> <p>その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、発電所における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、災害時要援護者等の避難など時間を要する防護措置の準備を開始する必要がある段階である。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1節 目的 (略)</p> <p>第2節 計画の性格 (略)</p> <p>第3節 計画の周知徹底 (略)</p> <p>第4節 計画の基礎とすべき災害の想定 (略)</p> <p>第5節 緊急事態における防護措置実施の基本的考え方</p> <p>第1 緊急事態の段階 (略)</p> <p>第2 緊急事態初期対応段階における防護措置の考え方</p> <p>1 緊急事態区分及び緊急時活動レベル（Emergency Action Level。以下「EAL」という。）</p> <p>(1) 基本的な考え方 (略)</p> <p>ア 警戒事態</p> <p>その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、発電所における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、<u>緊急時モニタリング（放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施するモニタリングをいう。以下同じ。）</u>の準備、施設敷地緊急事態要援護者（避難の実施</p>	

旧	新	備考
<p>この段階では、北陸電力は、警戒事態に該当する事象の発生及び発電所の状況について直ちに国に通報しなければならない。国は、北陸電力の情報を基に警戒事態の発生の確認を行い、遅滞なく県、志賀原発立地県である石川県等の地方公共団体及び公衆等に対する情報提供を行わなければならない。国、石川県、志賀町等発電所の近傍のPAZ（第6節第1、1で述べるPAZをいう。以下同じ。）内において、実施により比較的時間を要する防護措置の準備に着手しなければならない。</p> <p>イ 施設敷地緊急事態</p> <p>施設敷地緊急事態は、発電所において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、発電所周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階である。</p> <p>この段階では、北陸電力は、施設敷地緊急事態に該当する事象の発生及び施設の状況について直ちに国、県、立地県である石川県、氷見市等に通報しなければならない。国は、施設敷地緊急事態の発生の確認を行い、遅滞なく県、石川県、氷見市等の地方公共団体及び公衆に対する情報提供を行わなければならない。国、県、石川県、氷見市等</p>	<p><u>に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクの高まらない災害時要援護者等）、安定ヨウ素剤（医薬品ヨウ化カリウム（丸薬、内服薬）を指す。以下同じ。）を事前配布されていない者及び安定ヨウ素剤の不適切な者のうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施の必要な者をいう。以下同じ。）</u>の避難など時間を要する防護措置の準備を開始する必要がある段階である。</p> <p>この段階では、北陸電力は、警戒事態に該当する事象の発生及び発電所の状況について直ちに国に通報しなければならない。国は、北陸電力の情報を基に警戒事態の発生の確認を行い、遅滞なく県、志賀原発立地県である石川県等の地方公共団体及び公衆等に対する情報提供を行わなければならない。国、石川県、志賀町等発電所の近傍のPAZ（第6節第1、1で述べるPAZをいう。以下同じ。）内において、実施により比較的時間を要する防護措置の準備に着手しなければならない。</p> <p>イ 施設敷地緊急事態</p> <p>施設敷地緊急事態は、発電所において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、発電所周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階である。</p> <p>この段階では、北陸電力は、施設敷地緊急事態に該当する事象の発生及び施設の状況について直ちに国、県、立地県である石川県、氷見市等に通報しなければならない。国は、施設敷地緊急事態の発生の確認を行い、遅滞なく県、石川県、氷見市等の地方公共団体及び公衆に対する情報提供を行わなければならない。国、県、石川県、氷見市等</p>	

旧	新	備考
<p>は、緊急時モニタリング（放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリングをいう。以下同じ。）の実施等により事態の進展を把握するため情報収集の強化を行うとともに、立地県である石川県が中心となって、主にP A Z内において、基本的にすべての住民等を対象とした避難等の予防的防護措置を準備しなければならない。</p> <p>（２）具体的な基準</p> <p>これらの緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準として、発電所における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の発電所の状態等で評価する緊急時活動レベル（E A L）を設定する。</p> <p>E A Lは、各原子力施設に固有の特性に応じて設定される必要があり、E A Lの設定に係る詳細な検討を今後、原子力規制委員会が行うが、当面、緊急事態区分を判断する基準として、従前より原災法等に基づき運用している施設の状態等を適用するとされている。具体的な緊急事態区分と当面のE A Lの内容は次表に掲載する。</p> <p>今後、原子力規制委員会は、北陸電力を含めた原子力事業者に対して実用発電用原子炉の標準的なE A Lの設定及びその提出を求め、標準的なE A Lに基づき、次表を改定する。北陸電力は、次表の緊急事態区分に従い、発電所の特性及び立地地域の状況に応じたE A Lの更なる詳細設定を検討し、その結果を原子力事業者防災業務計画に反映して原子力規制委員会に届け出なければならないとされている。原子</p>	<p>は、緊急時モニタリング _____</p> <p>_____ の実施等により事態の進展を把握するため情報収集の強化を行うとともに、立地県である石川県が中心となって、主にP A Z内において、基本的にすべての住民等を対象とした避難等の予防的防護措置を準備し、また、施設敷地緊急事態要援護者を対象とした避難を実施しなければならない。</p> <p>（２）具体的な基準</p> <p>これらの緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準として、発電所における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の発電所の状態等で評価する緊急時活動レベル（E A L）を設定する。</p> <p><u>各発電用原子炉の特性及び立地地域の状況に応じたE A Lの設定については、原子力規制委員会が示す下表のE A Lの枠組みに基づき原子力事業者が行う。</u></p> <p><u>今後、北陸電力は原子力規制委員会の示す下表のE A Lの枠組みに基づき、各発電用原子炉の特性及び立地地域の特性に応じたE A Lの設定を検討し、その結果を原子力事業者防災業務計画に反映して原子力規制委員会に届け出なければならないとされている。原子力規制委</u></p>	<p>9/5 指針改定により、国によるEALは策定</p>

旧		新		備考	
力規制委員会は、必要に応じて原子力事業者防災業務計画の作成又は修正を命ずることができる。		員会は、必要に応じて原子力事業者防災業務計画の作成又は修正を命ずることができる。		済み	
緊急事態区分とEALについて		緊急事態区分とEALについて		指針改定による	
	現行の原災法等における基準を採用した当面のEAL	緊急事態区分における措置の概要	<u>警戒事態を判断するEAL</u>		緊急事態区分における措置の概要
緊急事態区分	警戒事態 原子力規制委員会初動マニュアル中の特別警戒事象を採用	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。	<u>①原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。</u> <u>②原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。</u> <u>③原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失すること。</u> <u>④原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。</u> <u>⑤全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</u> <u>⑥原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下すること。</u>		体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。

		旧	新	備考	
緊急事態区分	警戒事態	<p>①発電所立地県である石川県において、震度6弱以上の地震が発生した場合</p> <p>②石川県において、大津波警報が発令された場合</p> <p>③原子力規制庁の審議官又は原子力防災課事故対処室長が警戒を必要と認める原子炉施設の重要な故障等※1</p>		<p><u>⑦使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。</u></p> <p><u>⑧原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</u></p> <p><u>⑨原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</u></p> <p><u>⑩重要区域において、火災又は溢水が発生し、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（平成24年文部科学省・経済産業省令第4号）第2条第2項第8号に規定する安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）の機能の一部が喪失するおそれがあること。</u></p> <p><u>⑪燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。</u></p> <p>⑫発電所立地県である石川県において、震度6弱以上の地震が発生した場合。</p> <p>⑬石川県において、大津波警報が発令された場合。</p> <p><u>⑭オンサイト統括補佐が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。</u></p> <p><u>⑮当該原子炉施設において新規基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、</u></p>	

		旧		新		備考
緊急事態区分	警戒事態	④その他原子力規制委員長が原子力規制委員会原子力事故警戒本部の設置が必要と判断した場合		<u>台風、火山等）。</u> <u>⑯その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</u>		
	施設敷地緊急事態	<p>原災法10条の通報すべき基準を採用（一部事象については、全面緊急事態に変更）</p> <p>①原子炉冷却材の漏えい</p> <p>②給水機能が喪失した場合の高圧注水系の非常用炉心冷却装置の不作動</p> <p>③蒸気発生器へのすべての給水機能の喪失</p> <p>④原子炉から主復水器により熱を除去する機能が喪失した場合の残留熱除去機能喪失</p> <p>⑤全交流電源喪失（5分以上継続）</p> <p>⑥非常用直流母線が一となった場合の直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続</p> <p>⑦原子炉停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置が作動する水位まで低下</p> <p>⑧原子炉停止中に原子炉を冷却するすべての機能が喪失</p>	P A Z 内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。	<p><u>施設敷地緊急事態を判断するE A L</u></p> <p><u>①原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。</u></p> <p><u>②原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置（当該原子炉へ高圧で注水する系に限る。）による注水ができないこと。</u></p> <p><u>③原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する全ての機能が喪失すること。</u></p> <p><u>④全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第5号）第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規</u></p>	<p>緊急事態区分における措置の概要</p> <p>P A Z 内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。</p>	

		旧	新	備考
緊急事態区分	施設敷地緊急事態	⑨原子炉制御室の使用不能	<p><u>則（平成25年原子力規制委員会規則第6号）第72条第1項の基準に適合しない場合には、5分以上）継続すること。</u></p> <p><u>⑤非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。</u></p> <p><u>⑥原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水する系に限る。）が作動する水位まで低下すること。</u></p> <p><u>⑦使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</u></p> <p><u>⑧原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</u></p> <p><u>⑨原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</u></p> <p><u>⑩火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</u></p> <p><u>⑪原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時</u></p>	

		旧	新	備考
緊急事態区分	施設敷地緊急事態		<p><u>間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。</u></p> <p><u>⑫原子炉の炉心（以下単に「炉心」という。）の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。</u></p> <p><u>⑬燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。</u></p> <p><u>⑭原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</u></p> <p><u>⑮その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</u></p>	

		旧	新	備考	
緊急事態区分	全面緊急事態	<p>原災法15条の原子力緊急事態宣言の基準を採用（一部事象については、原災法10条より変更）</p> <p>①原子炉の非常停止が必要な場合において、通常の中性子の吸収材により原子炉を停止することができない</p> <p>②原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止する全ての機能が喪失</p> <p>③全ての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水不能</p> <p>④原子炉格納容器内圧力が設計上の最高使用圧力に到達</p> <p>⑤原子炉から残留熱を除去する機能が喪失した場合に、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失</p> <p>⑥原子炉を冷却する全ての機能が喪失</p> <p>⑦全ての非常用直流電源喪失が5分以上継続</p> <p>⑧炉心の溶融を示す放射線量又は温度の検知</p> <p>⑨原子炉容器内の照射済み燃料集合体の露出を示す原子炉容器内の液位の変化その他の事象の検知</p>	<p>P A Z内の住民避難等の住民防護措置を行うとともに、U P Z、及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。</p>	<p><u>全面緊急事態を判断するE A L</u></p> <p>①原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。</p> <p>②原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。</p> <p>③原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。</p> <p>④原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。</p> <p>⑤原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する全ての機能が喪失したときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。</p> <p>⑥全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項及び</p>	<p>緊急事態区分における措置の概要</p> <p>P A Z内の住民避難等の住民防護措置を行うとともに、U P Z、及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。</p>

旧		新	備考
	<p>⑩残留熱を除去する機能が喪失する水位まで低下した状態が1時間以上継続</p>	<p><u>実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、30分以上) 継続すること。</u></p> <p><u>⑦全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。</u></p> <p><u>⑧炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知すること。</u></p> <p><u>⑨原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水する系に限る。）が作動する水位まで低下し、当該非常用炉心冷却装置が作動しないこと。</u></p> <p><u>⑩使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</u></p> <p><u>⑪原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</u></p> <p><u>⑫燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失する</u></p>	
<p>※1 想定される具体例は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用母線への交流電源が1系統（たとえば、原子炉の運転中において、受電している非常用高圧母線への交流電源の供給が1つの電源）になった場合 ・原子炉の運転中に非常用直流電源が1系統になった場合 ・1次冷却材中の放射性ヨウ素濃度が所定の値を超えた場合 ・原子炉水位有効燃料長上端未満 ・自然災害により以下の状況となった場合 <ul style="list-style-type: none"> －プラントの設計基準を超える事象 －長期間にわたり原子力施設への侵入が困難になる事象 <p>※2 落雷及び明らかに当該原子力施設以外の施設による放射性物質の影響がある場合は除く。</p>			

旧	新		備考
<p>2 運用上の介入レベル（O I L） （略）</p> <p>第6節 原子力防災対策を重点的に充実すべき区域</p> <p>第1 原子力災害対策指針において示される原子力災害対策重点区域 （略）</p> <p>第2 本県における原子力災害対策を重点的に充実すべき区域 （略）</p> <p>第7節 防災関係機関の事務又は業務の大綱</p> <p>1～5 （略）</p>	<p><u>おそれがあること。</u></p> <p><u>⑬原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。</u></p> <p><u>⑭その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</u></p>		
	<p>2 運用上の介入レベル（O I L） （略）</p> <p>第6節 原子力防災対策を重点的に充実すべき区域</p> <p>第1 原子力災害対策指針において示される原子力災害対策重点区域 （略）</p> <p>第2 本県における原子力災害対策を重点的に充実すべき区域 （略）</p> <p>第7節 防災関係機関の事務又は業務の大綱</p> <p>1～5 （略）</p>		

旧	新	備考																				
<p><u>6</u> 氷見市 (略)</p> <p><u>7</u> 消防機関（氷見市消防本部） (略)</p> <p><u>8</u> 指定地方行政機関 (略)</p> <p><u>9</u> 指定公共機関</p>	<p><u>6</u> 地方放射線モニタリング対策官</p> <table border="1" data-bbox="1052 331 1906 523"> <tr> <th colspan="2" data-bbox="1052 331 1906 379"><u>処理すべき事務又は業務の大綱</u></th> </tr> <tr> <td data-bbox="1052 379 1906 443"><u>1</u> 緊急時モニタリング計画の作成及び修正に対する指導・助言に関すること</td> <td data-bbox="1052 443 1906 523"><u>2</u> 緊急時モニタリングの実施に関すること</td> </tr> </table> <p><u>7</u> 氷見市 (略)</p> <p><u>8</u> 氷見市消防本部 (略)</p> <p><u>9</u> 指定地方行政機関 (略)</p> <p><u>10</u> 指定公共機関</p>	<u>処理すべき事務又は業務の大綱</u>		<u>1</u> 緊急時モニタリング計画の作成及び修正に対する指導・助言に関すること	<u>2</u> 緊急時モニタリングの実施に関すること	<p>6/5 指針改定による追加</p>																
<u>処理すべき事務又は業務の大綱</u>																						
<u>1</u> 緊急時モニタリング計画の作成及び修正に対する指導・助言に関すること	<u>2</u> 緊急時モニタリングの実施に関すること																					
<table border="1" data-bbox="159 1043 999 1380"> <thead> <tr> <th data-bbox="159 1043 396 1091">機関名</th> <th data-bbox="396 1043 999 1091">処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="159 1091 999 1139">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 1139 396 1235">西日本電信電話株式会社</td> <td data-bbox="396 1139 999 1235">1 原子力災害時における緊急通話の確保に関すること</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 1235 396 1331">株式会社エヌ・ティ・エイト 北陸支社</td> <td data-bbox="396 1235 999 1331">2 電気通信施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="159 1331 999 1380">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	(略)		西日本電信電話株式会社	1 原子力災害時における緊急通話の確保に関すること	株式会社エヌ・ティ・エイト 北陸支社	2 電気通信施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること	(略)		<table border="1" data-bbox="1052 1043 1906 1380"> <thead> <tr> <th data-bbox="1052 1043 1290 1091">機関名</th> <th data-bbox="1290 1043 1906 1091">処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1052 1091 1906 1139">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1052 1139 1290 1235">西日本電信電話株式会社</td> <td data-bbox="1290 1139 1906 1235">1 原子力災害時における緊急通話及び通信の確保に関すること</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1052 1235 1290 1331">株式会社エヌ・ティ・エイト 北陸支社</td> <td data-bbox="1290 1235 1906 1331">2 電気通信施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1052 1331 1290 1380"><u>ソフトバンクテ</u></td> <td data-bbox="1290 1331 1906 1380"></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	(略)		西日本電信電話株式会社	1 原子力災害時における緊急通話及び通信の確保に関すること	株式会社エヌ・ティ・エイト 北陸支社	2 電気通信施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること	<u>ソフトバンクテ</u>		
機関名	処理すべき事務又は業務の大綱																					
(略)																						
西日本電信電話株式会社	1 原子力災害時における緊急通話の確保に関すること																					
株式会社エヌ・ティ・エイト 北陸支社	2 電気通信施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること																					
(略)																						
機関名	処理すべき事務又は業務の大綱																					
(略)																						
西日本電信電話株式会社	1 原子力災害時における緊急通話及び通信の確保に関すること																					
株式会社エヌ・ティ・エイト 北陸支社	2 電気通信施設の整備及び防災管理並びに災害復旧に関すること																					
<u>ソフトバンクテ</u>																						

旧	新		備考
<p><u>10</u> 自衛隊 (略)</p> <p><u>11</u> 指定地方公共機関 (略)</p> <p><u>12</u> 北陸電力 (略)</p>	<p><u>レコム株式会社</u></p> <p><u>KDDI 株式会社</u></p> <p><u>ソフトバンクモ</u> <u>バイル株式会社</u></p>		
	(略)		
	<p><u>11</u> 自衛隊 (略)</p> <p><u>12</u> 指定地方公共機関 (略)</p> <p><u>13</u> 北陸電力 (略)</p>		

県地域防災計画（原子力災害編）再改定案（第2章） 新旧対照表

旧	新	備考
<p>第2章 原子力災害事前対策</p> <p>第1節 基本方針 (略)</p> <p>第2節 発電所における予防措置等の責務 (略)</p> <p>第3節 発電所の安全確認 (略)</p> <p>第4節 原子力防災専門官との連携 (略)</p> <p>第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え (略)</p> <p>第6節 情報の収集・連絡体制等の整備</p> <p>第1 情報の収集・連絡体制の整備 (略)</p>	<p>第2章 原子力災害事前対策</p> <p>第1節 基本方針 (略)</p> <p>第2節 発電所における予防措置等の責務 (略)</p> <p>第3節 発電所の安全確認 (略)</p> <p>第4節 原子力防災専門官 <u>及び地方放射線モニタリング対策官</u>との連携 <u>第1 原子力防災専門官との連携</u> (略) <u>第2 地方放射線モニタリング対策官との連携</u> <u>県は、緊急時モニタリング計画の作成、事故時の連絡体制の準備、緊急時モニタリング訓練、緊急時モニタリングセンターの準備の協力、緊急時モニタリング、発電所立地県である石川県等との連携などの緊急時モニタリングの対応等については、平常時より地区の担当として指定された地方放射線モニタリング対策官と密接な連携を図り、実施するものとする。</u></p> <p>第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え (略)</p> <p>第6節 情報の収集・連絡体制等の整備</p> <p>第1 情報の収集・連絡体制の整備 (略)</p>	<p>6/5 指針改定による</p>

旧	新	備考
<p>第2. 情報の分析整理</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 防災対策上必要とされる資料 (略)</p> <p><整備を行うべき資料の例></p> <p>(1) 発電所及び施設に関する資料 (略)</p> <p>(2) 社会環境に関する資料 (略)</p> <p>(3) 放射性物質及び放射線の影響予測に関する資料 ア (略)</p> <p><u>イ</u> 線量推定計算に関する資料 <u>ウ</u> 平常時環境放射線モニタリング資料 (過去○年間の統計値) <u>エ</u> 周辺地域の水源地、飲料水供給施設状況等に関する資料 <u>オ</u> 農林水産物の生産及び出荷状況</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>3 通信手段の確保 (略)</p>	<p>第2. 情報の分析整理</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 防災対策上必要とされる資料 (略)</p> <p><整備を行うべき資料の例></p> <p>(1) 発電所及び施設に関する資料 (略)</p> <p>(2) 社会環境に関する資料 (略)</p> <p>(3) 放射性物質及び放射線の影響予測に関する資料 ア (略)</p> <p><u>イ</u> <u>モニタリングポスト配置図、空間放射線量率測定の候補地点図、及び環境試料採取の候補地点図</u> <u>ウ</u> 線量推定計算に関する資料 <u>エ</u> 平常時環境放射線モニタリング資料 (過去○年間の統計値) <u>オ</u> 周辺地域の水源地、飲料水供給施設状況等に関する資料 <u>カ</u> 農林水産物の生産及び出荷状況</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>3 通信手段の確保 (略)</p>	

旧	新	備考
<p>第7節 緊急事態応急体制の整備 (略)</p> <p>第1 警戒体制及び災害警戒本部体制の整備 (略)</p> <p>第2 災害対策本部体制等の整備 (略)</p> <p>第3 オフサイトセンターにおける原子力災害合同対策協議会等の体制 (略)</p> <p>第4 長期化に備えた動員体制の整備 (略)</p> <p>第5 複合災害時の体制 (略)</p> <p>第6 防災関係機関相互の連携体制の整備 (略)</p> <p>第7 警察災害派遣隊受入体制の整備 (略)</p> <p>第8 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊受入体制の整備 (略)</p> <p>第9 自衛隊派遣要請体制の整備 (略)</p> <p>第10 緊急被ばく医療チーム派遣要請体制の整備 (略)</p>	<p>第7節 緊急事態応急体制の整備 (略)</p> <p>第1 警戒体制及び災害警戒本部体制の整備 (略)</p> <p>第2 災害対策本部体制等の整備 (略)</p> <p>第3 オフサイトセンターにおける原子力災害合同対策協議会等の体制 (略)</p> <p>第4 長期化に備えた動員体制の整備 (略)</p> <p>第5 複合災害時の体制 (略)</p> <p>第6 防災関係機関相互の連携体制の整備 (略)</p> <p>第7 警察災害派遣隊受入体制の整備 (略)</p> <p>第8 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊受入体制の整備 (略)</p> <p>第9 自衛隊派遣要請体制の整備 (略)</p> <p>第10 緊急被ばく医療チーム派遣要請体制の整備 (略)</p>	

旧	新	備考
<p>第 11 広域的な応援協力体制の拡充・強化</p> <p>県は、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難やスクリーニング（「居住者、車両、携行品等の放射線量の測定」をいう。以下同じ。）等の場所等に関する広域的な応援要請並びに、他の都道府県及び防災関係機関からの応援要請への対応に向けて、国の協力のもと、他の都道府県等との応援協定の締結を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるとともに、市町村間における相互応援が円滑に進むよう配慮し、応援協定締結の促進を図るものとする。</p> <p>また、県は、原子力事業者との緊急時における協力の内容等についてあらかじめ調整を行っておくほか、国又は他の都道府県への応援要請が迅速に行えるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>なお、広域応援協定等の締結状況は別表のとおりである。</p> <p>別表・・・・・・・・略</p> <p>第 12 専門家の派遣要請手続き</p> <p>(略)</p>	<p>第 11 広域的な応援協力体制の拡充・強化</p> <p>県は、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難やスクリーニング（「居住者、車両、<u>家庭動物</u>、携行品等の放射線量の測定」をいう。以下同じ。）等の場所等に関する広域的な応援要請並びに、他の都道府県及び防災関係機関からの応援要請への対応に向けて、国の協力のもと、他の都道府県等との応援協定の締結を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるとともに、市町村間における相互応援が円滑に進むよう配慮し、応援協定締結の促進を図るものとする。</p> <p>また、県は、原子力事業者との緊急時における協力の内容等についてあらかじめ調整を行っておくほか、国又は他の都道府県への応援要請が迅速に行えるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>なお、広域応援協定等の締結状況は別表のとおりである。</p> <p>別表・・・・・・・・略</p> <p>第 12 専門家の派遣要請手続き</p> <p>(略)</p>	

旧	新	備考
<p>第8節 環境放射線モニタリング体制の整備</p> <p>緊急時モニタリングについては、原子力規制委員会の統括の下、原子力規制委員会、関係省庁、地方公共団体、原子力事業者等が実施するものとされている。また、上記以外の関係省庁（海上保安庁等）はその支援を行うものとされている。</p> <p>県は、緊急時における発電所等からの放射性物質又は放射線の放出による周辺環境への影響の評価に資する観点から、国の技術的支援のもと、平常時から環境放射線モニタリング（空間放射線量率、降下物、葉菜等の環境試料）を適切に実施する。また、県は、国及び北陸電力と連携し、緊急時モニタリング計画の策定、モニタリング設備・機器の整備・維持、モニタリング要員の確保、志賀原発立地県である石川県及び関係機関との協力体制の確立等緊急時モニタリング実施体制を整備する。</p> <p>第1 緊急時モニタリング計画</p> <p>県は、原子力災害対策指針や国の定めるマニュアル等に基づき、緊急時モニタリング計画を策定する。</p>	<p>第8節 環境放射線モニタリング体制の整備</p> <p>緊急時モニタリング<u>のために</u>、原子力規制委員会の統括<u>により</u>、<u>緊急時モニタリングセンターが設置される。緊急時モニタリングセンターは</u>、原子力規制委員会、関係省庁、地方公共団体、原子力事業者等<u>の要員により編成され、これらの要員が連携して緊急時モニタリングを実施するものとされている</u>。また、上記以外の関係省庁（海上保安庁等）はその支援を行うものとされている。</p> <p>県は、緊急時における発電所等からの放射性物質又は放射線の放出による周辺環境への影響の評価に資する観点から、国の技術的支援のもと、平常時から環境放射線モニタリング（空間放射線量率、降下物、葉菜等の環境試料）を適切に実施する<u>とともに、緊急時モニタリングの測定結果をOILに基づく防護措置の実施の判断に活用できるように、緊急時モニタリングの体制及び適切な精度の測定能力の維持に努める。そのために</u>、県は、国、<u>立地県である石川県、氷見市等の市町村及び</u>北陸電力と連携し、緊急時モニタリング計画の策定、モニタリング設備・機器の整備・維持、モニタリング要員の確保、立地県である石川県及び関係機関との協力体制の確立等、<u>緊急時モニタリング実施体制を整備する</u>。</p> <p>第1 緊急時モニタリング計画の策定</p> <p>県は、原子力災害対策指針や国の定めるマニュアル等に基づき、<u>国、石川県、氷見市等の市町村及び北陸電力の協力を得て</u>、緊急時モニタリング計画を策定する。</p> <p><u>なお、食品のモニタリングについては、緊急時モニタリング計画を策定する際、原子力災害対策指針及び原子力災害対策マニュアルを</u></p>	<p>備考</p> <p>6/5 指針改定による</p>

旧	新	備考
<p>第2 モニタリング設備及び機器の整備・維持</p> <p>県は、平常時又は緊急時における周辺環境への放射性物質又は放射線の影響を把握するため、モニタリングポスト、積算線量計、可搬型計測用機器等の環境放射線モニタリング設備・機器等を整備・維持するとともに、災害時に十分に機能するよう、モニタリングの研修の実施等により、その操作の習熟に努める。なお、これらの機材に関しては、地震等自然災害への頑健性を持つよう、施設建物や保管庫の耐震性の確保、データ通信の多重化を図るよう努める。</p> <p>第3 緊急時モニタリング要員の確保</p> <p>県は、緊急時モニタリングを迅速かつ円滑に実施するために必要な要員及びその役割等をあらかじめ定める。</p> <p>また、要員には氷見市及びその他の市町村の職員も対象とすることとし、市町村はあらかじめモニタリング要員を定めておく。</p> <p>なお、県は、立地県である石川県及び関係機関と必要に応じて連携して、モニタリングに関する研修会等を開催することにより、市町村職員が円滑にモニタリングを実施できるよう支援する。</p>	<p><u>主たる根拠とする。</u></p> <p>第2 モニタリング設備及び機器の整備・維持</p> <p>県は、平常時又は緊急時における周辺環境への放射性物質又は放射線の影響を把握するため、モニタリングポスト、積算線量計、可搬型計測用機器等の環境放射線モニタリング設備・機器、<u>環境試料分析装置、衛星携帯電話等の連絡手段等</u>を整備・維持するとともに、災害時に十分に機能するよう、モニタリングの研修の実施等により、その操作の習熟に努める。<u>また、</u>これらの機材に関しては、地震等自然災害への頑健性を持つよう、施設建物や保管庫の耐震性の確保、データ通信の多重化を図るよう努める。</p> <p><u>なお、県は、必要に応じ、オフサイトセンター等に国が統括する緊急時モニタリングセンターの組織を受け入れるための体制の整備に協力するものとする。</u></p> <p>第3 緊急時モニタリング要員の確保</p> <p><u>国は、緊急時モニタリングセンターの体制を準備し、動員計画について定めるものとされている。</u>県は、<u>これに協力し、</u>必要な要員をあらかじめ定める。</p> <p>また、要員には氷見市及び、<u>必要に応じて</u>その他の市町村の職員も対象とすることとし、市町村はあらかじめモニタリング要員を定めておく。</p> <p>なお、県は、立地県である石川県及び関係機関と必要に応じて連携して、モニタリングに関する研修会等を開催することにより、市町村職員が円滑にモニタリングを実施できるよう支援する。</p>	

旧	新	備考
<p>第4 緊急時モニタリングの体制及び役割</p> <p>県は、緊急時モニタリング班を組織し、その役割等をあらかじめ定めておく</p> <p>第5 関係機関との協力による広域モニタリング体制の整備</p> <p>県は、緊急時モニタリング計画で整理されたモニタリング関係機関と平常時より緊密な連携を図る。</p> <p>県は、国、指定公共機関及び北陸電力等から派遣される緊急時モニタリング要員等の受入体制及び役割分担について整備するとともに、原子力規制委員会の統括の下、必要に応じて立地県である石川県、指定行政機関、指定公共機関、北陸電力等と連携し、広域にわたるモニタリングを機動的に展開することのできる体制を整備する。</p> <p>第6 緊急時予測システム</p> <p>県は、国、立地県である石川県、指定公共機関、北陸電力と連携し、平常時から緊急時迅速環境放射能影響予測ネットワークシステム(以</p>	<p>第4 緊急時モニタリングの体制及び役割</p> <p><u>国の定める、緊急時モニタリングセンターとその指揮下のモニタリングチームで構成するモニタリング実施組織及びセンター長、チームの役割等に、県は協力するものとする。</u></p> <p><u>なお、緊急時モニタリングセンターは国が指揮するが、センター長が不在の場合には立地県である石川県の緊急時モニタリング班長が代行し、富山県はこれに協力する。</u></p> <p>第5 関係機関との協力による広域モニタリング体制の整備</p> <p>県は、緊急時モニタリング計画で整理されたモニタリング関係機関と平常時より、<u>定期的な連絡会、訓練及び研修を通じて</u>緊密な連携を図る。</p> <p>県は、国、指定公共機関及び北陸電力等から派遣される緊急時モニタリング要員等の受入体制及び役割分担について整備するとともに、原子力規制委員会の統括の下、立地県である石川県、指定行政機関、<u>氷見市等の市町村</u>、指定公共機関、北陸電力等と連携し、広域にわたるモニタリングを機動的に展開することのできる体制を整備する。</p> <p>第6 緊急時予測システム</p> <p>放射性物質の拡散は気象により大きく影響を受けるため、緊急時モニタリングの結果を解釈する際には、気象状況データや大気中拡散解析(以下「SPEEDIネットワークシステム」という。)の結果を参考にすることとされている。</p> <p>県は、国、立地県である石川県、指定公共機関、北陸電力と連携し、SPEEDIネットワークシステム<u>を整備するとともに、SPE</u></p>	<p>備考</p> <p>第7から移行</p> <p>維持は次段</p>

旧	新	備考
<p>下「SPEEDIネットワークシステム」という。)と富山県環境放射線監視ネットワークシステムとを接続するなど情報伝達のネットワークの整備、維持に努めるとともに、相互に情報の伝達を行う。</p> <p>第7 気象予測の活用</p> <p>放射性物質の拡散は気象により大きく影響を受けるため、緊急時モニタリングの結果を解釈する際には、気象状況データや大気中拡散解析(「SPEEDIネットワークシステム」)の結果を参考にすることとされている。</p> <p>県は、地域の特性に応じた気象予測を整理しておくものとする。</p> <p>また、災害等により緊急時モニタリングを十分に実施できない場合には、気象予測や大気中拡散予測の結果をモニタリング体制の参考とする。</p> <p>第8 緊急時の公衆被ばく線量評価体制の整備 (略)</p> <p>第9節 避難収容活動体制の整備</p> <p>第1. 避難計画の作成 (略)</p> <p>第2. 避難所等の整備 (略)</p>	<p><u>EDIネットワークシステム</u>と富山県環境放射線監視ネットワークシステムとを接続するなど情報伝達のネットワークを構築する。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p><u>また、県は、防護措置の実施に関する区域や時期等の条件の設定において考慮すべき地域の気象(風向・風速・降雨量等)やSPEEDIネットワークシステムの特性を事前に整理し、緊急時に活用できるように準備する。</u></p> <p><u>県は、</u>災害等により緊急時モニタリングを十分に実施できない場合には、気象予測や大気中拡散予測の結果をモニタリング体制の参考とする。</p> <p>第7 緊急時の公衆被ばく線量評価体制の整備 (略)</p> <p>第9節 避難収容活動体制の整備</p> <p>第1. 避難計画の作成 (略)</p> <p>第2. 避難所等の整備 (略)</p>	<p>落</p> <p>第6と統合</p>

旧	新	備考
<p>第3. 災害時要援護者等の避難誘導・移送体制等の整備</p> <p>1 災害時要援護者等への支援</p> <p>(略)</p> <p>(1) 災害時要援護者のための災害対策マニュアルの作成及び避難支援計画の整備</p> <p>ア (略)。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 氷見市及びその他の市町村は、災害時要援護者の特性に応じ、携帯端末等の情報機器の活用や情報内容を工夫するなど、情報伝達手段について配慮する。</p> <p>(2)～(4)</p> <p>(略)</p> <p>2～3</p> <p>(略)</p> <p>第4. 学校等施設における避難計画の整備</p> <p>(略)</p> <p>第5. 不特定多数の者が利用する施設における避難計画の整備</p> <p>第6. 住民等の避難状況の確認体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>第7. 居住地以外の市町村に避難する被災者へ情報伝達する仕組みの整備</p> <p>(略)</p>	<p>第3. 災害時要援護者等の避難誘導・移送体制等の整備</p> <p>1 災害時要援護者等への支援</p> <p>(略)</p> <p>(1) 災害時要援護者のための災害対策マニュアルの作成及び避難支援計画の整備</p> <p>ア (略)。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 氷見市及びその他の市町村は、災害時要援護者の特性に応じ、携帯情報端末等の情報機器の活用や情報内容を工夫するなど、情報伝達手段について配慮する。</p> <p>(2)～(4)</p> <p>(略)</p> <p>2～3</p> <p>(略)</p> <p>第4. 学校等施設における避難計画の整備</p> <p>(略)</p> <p>第5. 不特定多数の者が利用する施設における避難計画の整備</p> <p>第6. 住民等の避難状況の確認体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>第7. 居住地以外の市町村に避難する被災者へ情報伝達する仕組みの整備</p> <p>(略)</p>	<p>備考</p> <p>語句修正</p>

旧	新	備考
<p>第 8. 警戒区域を設定する場合の計画の策定 (略)</p> <p>第 9. 避難場所・避難方法等の周知</p> <p>県は、氷見市及びその他の市町村に対し、避難やスクリーニング等の場所・避難誘導方法（自家用車の利用、緊急避難に伴う交通規制等を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努めるよう助言する。</p> <p>避難の迅速な実施のためには、具体的な避難計画を氷見市、その他の市町村、防災業務関係者及び対象となる住民が共通して認識することが必要となる。県は、国、氷見市、その他の市町村及び北陸電力と連携の上、警戒事象及び特定事象発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておく。</p> <p>第 10 節 飲食物の出荷制限、摂取制限等 (略)</p> <p>第 11 節 緊急輸送活動体制の整備 (略)</p> <p>第 12 節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備 (略)</p> <p>第 13 節. 緊急時医療体制の整備</p> <p>第 1. 医療資機材等の整備</p> <p>県は、国から整備すべき医療資機材等に関する情報提供等を受け、放射線測定資機材、除染資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備に努める。</p> <p><u>なお、安定ヨウ素剤については、適時・適切な配布・服用を行うた</u></p>	<p>第 8. 警戒区域を設定する場合の計画の策定 (略)</p> <p>第 9. 避難場所・避難方法等の周知</p> <p>県は、氷見市及びその他の市町村に対し、避難、スクリーニング、<u>安定ヨウ素剤配布</u>等の場所・避難誘導方法（自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導、<u>家庭動物との同行避難</u>等を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努めるよう助言する。</p> <p>避難の迅速な実施のためには、具体的な避難計画を氷見市、その他の市町村、防災業務関係者及び対象となる住民が共通して認識することが必要となる。県は、国、氷見市、その他の市町村及び北陸電力と連携の上、警戒事象及び特定事象発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておく。</p> <p>第 10 節 飲食物の出荷制限、摂取制限等 (略)</p> <p>第 11 節 緊急輸送活動体制の整備 (略)</p> <p>第 12 節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備 (略)</p> <p>第 13 節. 緊急時医療体制の整備</p> <p>第 1. 医療資機材等の整備</p> <p>県は、国から整備すべき医療資機材等に関する情報提供等を受け、放射線測定資機材、除染資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備に努める。</p>	<p>安定ヨウ素</p>

旧	新	備考
<p><u>め、平常時の配備や、医療関係者を対象とした服用に関する講習会を実施することで、緊急時の手順や体制を整備しておく。</u></p> <p><u>※UPZにおける安定ヨウ素剤の服用方法については、今後、国が示す予定の原子力災害対策指針の更なる改定を踏まえて、そのあり方を検討</u></p> <p>第2. 緊急被ばく医療体制の構築 (略)</p> <p>第3. 立地県である石川県との連携 (略)</p> <p>第4. 被ばく医療に関する計画の作成 (略)</p> <p>第5. 被ばく医療機関等の教育・研修・訓練等 (略)</p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>第2. 緊急被ばく医療体制の構築 (略)</p> <p>第3. 立地県である石川県との連携 (略)</p> <p>第4. 被ばく医療に関する計画の作成 (略)</p> <p>第5. 被ばく医療機関等の教育・研修・訓練等 (略)</p> <p><u>第6. 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備</u></p> <p><u>1 緊急時における配布体制の整備</u></p> <p><u>県及び氷見市は、緊急時に住民等が避難を行う際に安定ヨウ素剤が服用できるよう、配布場所、配布のための手続き、配布及び服用に関する医師、薬剤師の手配等についてあらかじめ定めるとともに、配布用の安定ヨウ素剤をあらかじめ適切な場所に備蓄する。</u></p> <p><u>また、安定ヨウ素剤を配布する際に備えて、予防服用の効果、服用対象者、禁忌等について説明するための、説明書等をあらかじめ準備する。</u></p>	<p>剤については第6で記載</p>

旧	新	備考
	<p><u>2 事前配布体制の整備</u></p> <p><u>県及び氷見市は、原子力災害対策指針を踏まえ、医療機関等と連携して、避難の際に配布場所で安定ヨウ素剤を受け取ることが困難と想定される地域等の住民等に対して、安定ヨウ素剤の配布体制を整備し、安定ヨウ素剤の予防服用が行えるよう、準備する。</u></p> <p><u>【事前配布の手順】</u></p> <p><u>(1) 県及び氷見市は、事前配布用の安定ヨウ素剤を医療施設、学校などの公共施設等において管理するとともに、事前配布後における住民の紛失や一時滞在者に対する配布等に備え、予備の安定ヨウ素剤の備蓄を行う。</u></p> <p><u>(2) 県及び氷見市は、安定ヨウ素剤の事前配布を行うに当たっては、対象となる住民向けの説明会を開催し、原則として、医師による説明を行うものとする。また、説明会の開催にあわせ、調査票や問診等により、禁忌者やアレルギーの有無等の把握に努める。</u></p> <p><u>(3) 県及び氷見市は、説明会において、安定ヨウ素剤の事前配布に関する説明を受けた住民に対し、説明会での説明事項を記した説明書を付して、安定ヨウ素剤を必要量のみ配布する。</u></p> <p><u>(4) 氷見市は、県と連携して、住民に事前配布した安定ヨウ素剤については、使用期限である3年ごとに回収し、新しい安定ヨウ素剤を再配布する。また、転出者・転入者に対する速やかな安定ヨウ素剤の回収・配布に努める。</u></p>	<p>事前配布を行わない場合削除</p>

旧	新	備考
<p>第 14 節 住民等への的確な情報伝達体制の整備</p> <p>第 1～第 4 (略)</p> <p>第 5 多様なメディアの活用体制の整備</p> <p>県、氷見市及びその他の市町村は、放送事業者、新聞社等の報道機関の協力の下、コミュニティ放送局、ホームページ、ソーシャルメディア等のインターネット、広報用電光掲示板、有線放送、CATV、携帯端末の緊急速報メール機能、ワンセグ放送等の多様なメディアの活用体制の整備に努める。なお、広報の担当者は広報技術を習得した者が対応するよう努め、日頃から、より高度な広報技術の習得に努める。</p> <p>第 15 節 行政機関の退避計画及び業務継続計画（BCP）の策定 (略)</p> <p>第 16 節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発 (略)</p> <p>第 17 節 防災業務関係者の人材育成 (略)</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 モニタリング実施方法及び機器に関すること</p>	<p><u>3 副作用の発生に備えた救急医療体制の整備</u></p> <p><u>県及び氷見市は、安定ヨウ素剤の服用に伴う副作用の発生に備え、あらかじめ医療機関に対し、副作用が発生した住民等の受入協力を依頼するなど、救急医療体制の整備に努める。</u></p> <p>第 14 節 住民等への的確な情報伝達体制の整備</p> <p>第 1～第 4 (略)</p> <p>第 5 多様なメディアの活用体制の整備</p> <p>県、氷見市及びその他の市町村は、放送事業者、新聞社等の報道機関の協力の下、コミュニティ放送局、ホームページ、ソーシャルメディア等のインターネット、広報用電光掲示板、有線放送、CATV、携帯情報端末の緊急速報メール機能、ワンセグ放送等の多様なメディアの活用体制の整備に努める。なお、広報の担当者は広報技術を習得した者が対応するよう努め、日頃から、より高度な広報技術の習得に努める。</p> <p>第 15 節 行政機関の退避計画及び業務継続計画（BCP）の策定 (略)</p> <p>第 16 節 原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発 (略)</p> <p>第 17 節 防災業務関係者の人材育成 (略)</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 モニタリング実施方法、機器、<u>モニタリングにおける気象予測や</u></p>	<p>備考</p> <p>語句修正</p>

旧	新	備考
<p>6～10 (略)</p> <p>第18節 防災訓練等の実施</p> <p>第1. 訓練計画の策定</p> <p>1 訓練項目</p> <p>(略)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 緊急被ばく医療訓練</p> <p>(6) 周辺住民に対する情報伝達訓練</p> <p>(7) 周辺住民避難訓練</p> <p>(8) 人命救助活動訓練</p> <p>(9) 災害図上訓練 (DIG : Disaster Imagination Game)</p> <p>第2～第3</p> <p>(略)</p> <p>第19節 事業所外運搬中の事故に対する防災対策の整備</p> <p>(略)</p>	<p><u>SPEEDIネットワークシステムの活用</u>に関すること</p> <p>6～10 (略)</p> <p>第18節 防災訓練等の実施</p> <p>第1. 訓練計画の策定</p> <p>1 訓練項目</p> <p>(略)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>気象予測及びSPEEDIネットワークシステムの活用訓練</u></p> <p>(6) 緊急被ばく医療訓練</p> <p>(7) 周辺住民に対する情報伝達訓練</p> <p>(8) 周辺住民避難訓練</p> <p>(9) 人命救助活動訓練</p> <p>(10) 災害図上訓練 (DIG : Disaster Imagination Game)</p> <p>第2～第3</p> <p>(略)</p> <p>第19節 事業所外運搬中の事故に対する防災対策の整備</p> <p>(略)</p>	

県地域防災計画（原子力災害編）再改定案（第3章） 新旧対照表

旧	新	備考
<p>第3章 緊急事態応急対策</p> <p>第1節 基本方針 （略）</p> <p>第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保</p> <p>第1. 特定事象等発生情報等の連絡</p> <p>1 北陸電力からの通報 （略）</p> <p>（1）北陸電力からの警戒事象（緊急事態区分の「警戒事態」相当）発生の場合 ①北陸電力の通報 （略）</p> <p>②国の連絡 原子力規制委員会は、警戒事象の発生を確認するとともに、原子力規制委員会原子力事故警戒本部から、関係省庁、県等に対し情報提供を行う。</p> <p>③県の連絡 （略）</p> <p>（2）北陸電力から特定事象（緊急事態区分の「施設敷地緊急事態」に相当）発生の場合 （略）</p> <p>2 県のモニタリングポストで特定事象発生の場合 数値の検出を発見した場合 （略）</p>	<p>第3章 緊急事態応急対策</p> <p>第1節 基本方針 （略）</p> <p>第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保</p> <p>第1. 特定事象等発生情報等の連絡</p> <p>1 北陸電力からの通報 （略）</p> <p>（1）北陸電力からの警戒事象（緊急事態区分の「警戒事態」相当）発生の場合 ①北陸電力の通報 （略）</p> <p>②国の連絡 原子力規制委員会は、警戒事象が発生した場合は、原子力規制委員会原子力事故警戒本部から、<u>県をはじめ、関係省庁、関係市町村及び公衆</u>に対し情報提供を行う。</p> <p>③県の連絡 （略）</p> <p>（2）北陸電力から特定事象（緊急事態区分の「施設敷地緊急事態」に相当）発生の場合 （略）</p> <p>2 県のモニタリングポストで特定事象発生の場合 数値の検出を発見した場合 （略）</p>	

旧	新	備考																
<p>第2. 応急対策活動情報の連絡 (略)</p> <p>第3. 一般回線が使用できない場合の対処 (略)</p> <p>第3節 活動体制の確立</p> <p>第1. 県の活動体制</p> <p>1 初動体制の確立 (略)</p> <p>2 災害対策本部等の設置</p> <p>(1) 警戒事象対策のための体制 (警戒体制) (略)</p> <p>ア 警戒体制組織図 (略)</p> <p>イ 所掌事務</p>	<p>第2. 応急対策活動情報の連絡 (略)</p> <p>第3. 一般回線が使用できない場合の対処 (略)</p> <p>第3節 活動体制の確立</p> <p>第1. 県の活動体制</p> <p>1 初動体制の確立 (略)</p> <p>2 災害対策本部等の設置</p> <p>(1) 警戒事象対策のための体制 (警戒体制) (略)</p> <p>ア 警戒体制組織図 (略)</p> <p>イ 所掌事務</p>																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="152 952 389 995">課名</th> <th data-bbox="389 952 994 995">所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="152 995 389 1038">(略)</td> <td data-bbox="389 995 994 1038">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="152 1038 389 1142">環境保全課 環境科学センター</td> <td data-bbox="389 1038 994 1142"> <ul style="list-style-type: none"> ・環境放射線モニタリングの強化に関すること ・緊急時モニタリングの準備に関すること </td> </tr> <tr> <td data-bbox="152 1142 389 1185">(略)</td> <td data-bbox="389 1142 994 1185">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	課名	所掌事務	(略)	(略)	環境保全課 環境科学センター	<ul style="list-style-type: none"> ・環境放射線モニタリングの強化に関すること ・緊急時モニタリングの準備に関すること 	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1046 952 1283 995">課名</th> <th data-bbox="1283 952 1888 995">所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1046 995 1283 1038">(略)</td> <td data-bbox="1283 995 1888 1038">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1046 1038 1283 1142">環境保全課 環境科学センター</td> <td data-bbox="1283 1038 1888 1142"> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時モニタリングの準備に関すること </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1046 1142 1283 1185">(略)</td> <td data-bbox="1283 1142 1888 1185">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	課名	所掌事務	(略)	(略)	環境保全課 環境科学センター	<hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時モニタリングの準備に関すること 	(略)	(略)	
課名	所掌事務																	
(略)	(略)																	
環境保全課 環境科学センター	<ul style="list-style-type: none"> ・環境放射線モニタリングの強化に関すること ・緊急時モニタリングの準備に関すること 																	
(略)	(略)																	
課名	所掌事務																	
(略)	(略)																	
環境保全課 環境科学センター	<hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時モニタリングの準備に関すること 																	
(略)	(略)																	
<p>(2) 災害警戒本部の設置等 (略)</p> <p>(3) 災害対策本部の設置等</p>	<p>(2) 災害警戒本部の設置等 (略)</p> <p>(3) 災害対策本部の設置等</p>																	

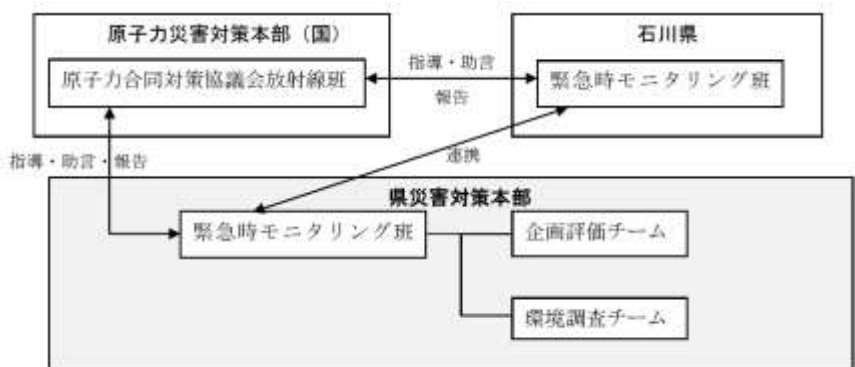
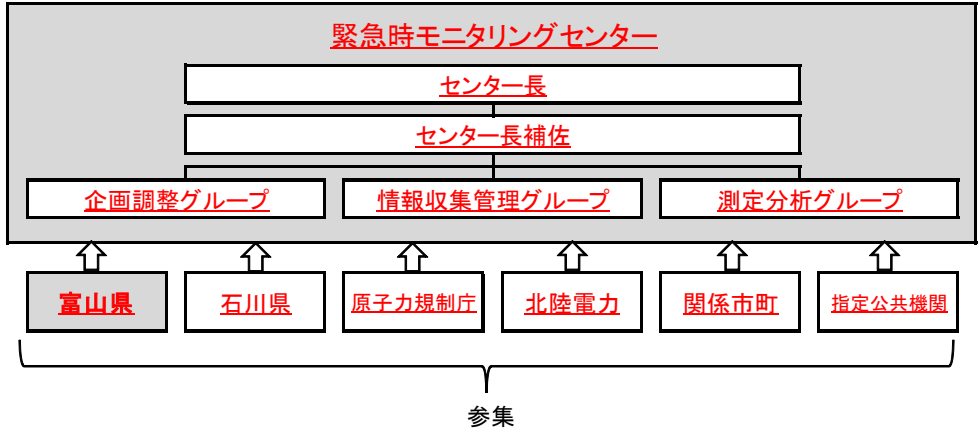
旧		新		備考
ア 災害対策本部の設置 (略) イ 現地災害対策本部の設置 (略) (ア) 組織図 (略) (イ) 業務分掌 現地災害対策本部の職名、担当職及び所掌事務 (略) 現地災害対策本部の班名及び所掌事務		ア 災害対策本部の設置 (略) イ 現地災害対策本部の設置 (略) (ア) 組織図 (略) (イ) 業務分掌 現地災害対策本部の職名、担当職及び所掌事務 (略) 現地災害対策本部の班名及び所掌事務		
班名	所掌事務	班名	所掌事務	
総務班	1～5 略 <u>6</u> 災害情報の収集及び伝達に関すること <u>7</u> 関係市町村及び現地防災関係機関との連絡・調整に関すること <u>8</u> その他現地災害対策本部長が指示する事項に関すること	総務班	1～5 略 <u>6</u> <u>緊急時モニタリングセンターとの連絡・調整に関すること</u> <u>7</u> 災害情報の収集及び伝達に関すること <u>8</u> 関係市町村及び現地防災関係機関との連絡・調整に関すること <u>9</u> その他現地災害対策本部長が指示する事項に関すること	
緊急時モニタリング班	1 略 <u>2</u> 緊急時モニタリングに関すること	緊急時モニタリング班	1 略 <u>2</u> <u>緊急時モニタリングセンターとの連絡・調整に関すること</u> <u>3</u> 緊急時モニタリングに関すること	

旧		新		備考
	<p><u>3</u> 放射線影響評価解析に関すること</p> <p><u>4</u> その他現地災害対策本部長が指示する事項に関すること</p>		<p><u>4</u> 放射線影響評価解析に関すること</p> <p><u>5</u> その他現地災害対策本部長が指示する事項に関すること</p>	
(略)	(略)	(略)	(略)	
<p>第2. 原子力災害合同対策協議会への出席等 (略)</p> <p>第3. 専門家の派遣要請</p> <p>県は、特定事象発生の通報がなされた場合、必要に応じ、あらかじめ定められた手続きに従い、国及び関係機関に対して専門家の派遣を要請するものとする。</p> <p>第4. 応援要請及び職員の派遣要請等</p> <p>1 応援要請 (略)</p> <p>2 職員の派遣要請等 (略)</p>		<p>第2. 原子力災害合同対策協議会への出席等 (略)</p> <p>第3. 専門家の派遣要請</p> <p>県は、特定事象発生の通報がなされた場合、必要に応じ、あらかじめ定められた手続きに従い、国及び関係機関に対して専門家の派遣を要請するものとする。</p> <p>第4. 応援要請及び職員の派遣要請等</p> <p>1 応援要請 (略)</p> <p>2 職員の派遣要請等 (略)</p> <p><u>3 緊急時モニタリング要員の要請等</u></p> <p><u>緊急時モニタリングの広域化や長期化に備えて、国は、あらかじめ緊急時モニタリングに関する動員計画を定めることとされている。</u></p> <p><u>緊急時モニタリングセンター長は、必要な場合には、原子力災害対策本部放射線班に対してモニタリング要員の動員を要請することとされている。</u></p>		

旧	新	備考
<p>第5. 自衛隊の派遣要請等 (略)</p> <p>第6. 海上保安部への要請 (略)</p> <p>第7. 原子力被災者生活支援チームとの連携</p> <p>国の原子力災害対策本部長は、発電所における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより、避難区域の拡大防止がなされたこと及び初動段階における避難区域の住民避難が概ね終了したことを一つの目途として、必要に応じて、原子力災害対策本部の下に、被災者の生活支援のため、環境大臣及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置することとされている。</p> <p>県、氷見市及びその他の市町村は、初動段階における避難区域の住民避難の完了後の段階において、国が原子力災害対策本部に設置する原子力災害被災者支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担の下、汚染廃棄物の処理や除染の推進等を行う。</p> <p>第7. 防災業務関係者の安全確保 (略)</p> <p>1. 防災業務関係者の安全確保方針</p> <p>県は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、県災害対策本部（又は現地災害対策本部）及び現場指揮者との連携を密にし、適切な被ばく管理を行う。</p>	<p>第5. 自衛隊の派遣要請等 (略)</p> <p>第6. 海上保安部への要請 (略)</p> <p>第7. 原子力被災者生活支援チームとの連携</p> <p>国の原子力災害対策本部長は、発電所における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより、避難区域の拡大防止がなされたこと及び初期対応段階における避難区域の住民避難が概ね終了したことを一つの目途として、必要に応じて、原子力災害対策本部の下に、被災者の生活支援のため、環境大臣及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置することとされている。</p> <p>県、氷見市及びその他の市町村は、初期対応段階における避難区域の住民避難の完了後の段階において、国が原子力災害対策本部に設置する原子力災害被災者支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担の下、汚染廃棄物の処理や除染の推進等を行う。</p> <p>第7. 防災業務関係者の安全確保 (略)</p> <p>1. 防災業務関係者の安全確保方針</p> <p>県は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、県災害対策本部（又は現地災害対策本部）及び現場指揮者との連携を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動が取れるよう配慮す</p>	

旧	新	備考
<p>2. 防護対策</p> <p>(1) 防護資機材の装備</p> <p>県は、必要に応じその管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を取るよう指示する。</p> <p>また、氷見市及びその他の市町村やその他防災関係機関に対しても、防護服、防護マスク、線量計等の防災資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示する。</p> <p>(2) 防護資機材の調達</p> <p>(略)</p> <p>3. 防災業務関係者の放射線防護</p> <p>(1) 防災業務関係者の防護指標</p> <p>(略)</p> <p>(2) 県職員の被ばく防護と健康管理</p> <p>(略)</p> <p>(3) 被ばく管理と除染</p> <p>(略)</p> <p>(4) 専門医療機関等の協力要請</p> <p>県は、国の緊急時医療本部及び緊急被ばく医療派遣チームと、緊</p>	<p><u>るものとする。</u></p> <p><u>また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合の防災業務従事者相互の安全チェック体制を整えるなど安全管理に配慮するものとする。</u></p> <p>2. 防護対策</p> <p>(1) 防護資機材の装備</p> <p>県は、<u>緊急時モニタリングセンター長と連携し</u>、必要に応じその管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を取るよう指示する。</p> <p>また、氷見市及びその他の市町村やその他防災関係機関に対しても、防護服、防護マスク、線量計等の防災資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示する。</p> <p>(2) 防護資機材の調達</p> <p>(略)</p> <p>3. 防災業務関係者の放射線防護</p> <p>(1) 防災業務関係者の防護指標</p> <p>(略)</p> <p>(2) 県職員の被ばく防護と健康管理</p> <p>(略)</p> <p>(3) 被ばく管理と除染</p> <p>(略)</p> <p>(4) 専門医療機関等の協力要請</p> <p>県<u>及び緊急時モニタリングセンター</u>は、国の緊急時医療本部及び</p>	

旧	新	備考
<p>密な連携のもと被ばく管理を行う。また、必要に応じて専門医療機関等の協力を得るものとする。</p> <p>さらに、県は、放射線防護の要員が不足する場合や高度な判断が必要な場合には、国(緊急事態宣言発出後は、原子力災害現地対策本部等)に対し、緊急被ばく医療派遣チーム等の追加派遣要請を行う。</p> <p>(5) 情報交換 (略)</p> <p>第4節. 緊急時モニタリング</p> <p>第1 緊急時モニタリング体制</p> <p>1 緊急時モニタリング班の設置</p> <p>県は、災害警戒本部又は災害対策本部を設置した場合は、緊急時モニタリング班を設置する。</p> <p>2 合同対策協議会への職員の派遣 (略)</p> <p>3 緊急時モニタリング班の組織及び業務</p> <p>(1) 緊急時モニタリング班の組織</p>	<p>緊急被ばく医療派遣チームと、緊密な連携のもと被ばく管理を行う。また、必要に応じて専門医療機関等の協力を得るものとする。</p> <p>さらに、県は、放射線防護の要員が不足する場合や高度な判断が必要な場合には、国(緊急事態宣言発出後は、原子力災害現地対策本部等)に対し、緊急被ばく医療派遣チーム等の追加派遣要請を行う。</p> <p><u>(5) 防災業務関係者の安全確保のための資機材の確保</u> <u>県は、応急活動対策を行う県の防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保するものとする。</u></p> <p>(6) 情報交換 (略)</p> <p>第4節. 緊急時モニタリング</p> <p>第1 緊急時モニタリング体制</p> <p>1 緊急時モニタリング班の設置</p> <p>県は、災害警戒本部又は災害対策本部を設置した場合は、緊急時モニタリング班を設置する。</p> <p><u>緊急時モニタリング班は、緊急時モニタリング計画に基づくとともに、緊急時モニタリングセンターの一員として、国の指揮の下、緊急時モニタリングを実施する。</u></p> <p>2 合同対策協議会への職員の派遣 (略)</p> <p>3 <u>緊急時モニタリング班及び緊急時モニタリングセンターの組織及び業務</u></p> <p>(1) 緊急時モニタリング班<u>及び緊急時モニタリングセンター</u>の組</p>	

旧	新	備考
<p>緊急時モニタリング班の組織は、次のとおりとする。</p>  <p>(2) 緊急時モニタリング班の業務 (略)</p> <p>第2 初動段階の緊急時モニタリングの実施</p> <p>県は、国又は北陸電力から警戒事象発生連絡・通報を受けた場合には、平常時のモニタリング（空間放射線量率、水道水、葉菜等の環境試料）を強化し、結果をとりまとめ、原子力規制委員会、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策会議に連絡する。また、県は、原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針等に基づく緊急時モニタリング計画により、緊急時モニタリングに必要な準備を直ちに行う。</p> <p>さらに、県は、原子力規制委員会及び北陸電力と連携し、緊急時</p>	<p>組織</p> <p>緊急時モニタリング班及び<u>緊急時モニタリングセンター</u>の組織は、次のとおりとする。</p>  <p>(2) 緊急時モニタリング班の業務 (略)</p> <p>第2 初期<u>対応</u>段階の緊急時モニタリングの実施</p> <p>県は、国又は北陸電力から警戒事象発生連絡・通報を受けた場合、<u>緊急時モニタリングの準備（主に空間放射線量率の測定）を直ちに開始する。</u></p> <p><u>県は、北陸電力から特定事象発生連絡を受けた場合、必要に応じて、国による緊急時モニタリングセンターの立上げに協力する。</u></p> <p><u>緊急時モニタリングセンターは、特定事象発生連絡を受けて直ちに緊急時モニタリングを開始する。緊急時モニタリングセンターはモニタリング結果をとりまとめ、原子力規制委員会原子力事故対策本</u></p>	

旧	新	備考
<p>モニタリング実施計画※に基づき、初動段階の確実かつ計画的な緊急時モニタリングを実施する。</p> <p>※ 緊急時モニタリング実施計画・・・緊急時モニタリング実施計画は、原子力規制委員会が、特定事象発生時に、周辺住民の住居の分布及び地形を考慮に入れ、また、原子力事故の状況及び気象予測や大気中拡散予測の結果等を参考にしつつ策定</p> <p>第3 緊急時モニタリング実施計画の改定への参画</p> <p>国の原子力災害対策本部は、初動対応後、必要に応じて、緊急時モニタリングの実施及び支援に関して調整する会議を開催し、緊急時モニタリング実施計画を適宜改定する。</p> <p>県は、立地県である石川県、関係省庁、北陸電力等とともに、会議に参画し、改定に協力する。</p>	<p><u>部に連絡する。</u></p> <p><u>緊急時モニタリングセンターは、緊急時モニタリング実施計画が定められた後には、これに基づき初期モニタリングを実施する。</u></p> <p><u>緊急時モニタリングの実施に当たっては、モニタリングポストの測定結果等に基づき、気象予測やSPEEDIネットワークシステムを参考に、OILに基づく防護措置の実施を考慮して、モニタリングを優先すべき区域を決める。被災等によりモニタリングポストの測定結果を得られない場合には、気象予測やSPEEDIネットワークシステムを参考に、モニタリングを優先すべき区域を決めることも考慮する。</u></p> <p>第3 緊急時モニタリング実施計画の改定への参画</p> <p><u>緊急時モニタリング実施計画は、原子力規制委員会が、原子力災害対策指針や緊急時モニタリング計画に基づき、事故の状況及び気象予測やSPEEDIネットワークシステムの結果等を参考にし、速やかに策定するものとされている。</u></p> <p><u>原子力規制委員会（原子力緊急事態においては国の原子力災害対策本部）は、初動対応後、必要に応じて、緊急時モニタリングの実施及び支援に関して調整する会議を開催し、緊急時モニタリング実施計画を適宜改定する。</u></p> <p><u>緊急時モニタリングセンターは、TV会議システム等を通じてこの会議に参画し、改定に協力するとともに、会議結果について、現地事故対策会議（原子力緊急事態においては原子力災害合同対策協議会）において共有する。</u></p>	

旧	新	備考
<p>第4 緊急時モニタリングの実施</p> <p>県は、特定事象の通報があった段階で、国の原子力災害対策本部の総合調整の下、立地県である石川県と連携し、必要な緊急時モニタリングを実施する。また、その結果をとりまとめ、国の原子力災害対策本部に報告し、必要に応じて、関係省庁にも報告する。</p> <p>第5 モニタリング結果の共有及び公表</p> <p>県は、国及び石川県と連携し、モニタリングの結果及びその総合的な評価を共有する。</p> <p>また、県のホームページ上に、富山県環境放射線監視ネットワークシステムにより、両県のモニタリング情報を全て表示するなど、連携した情報提供を行うものとする。</p> <p>県は、緊急時モニタリングの結果及びその評価について、氷見市又はその他の市町村に連絡する。</p> <p>第6 SPEED Iによる放射性物質の放出状況の推定</p> <p>国は、緊急時モニタリング等によって得られた空間放射線量率等の値に基づきSPEED I等の大気中拡散シミュレーションを活用した逆推定の手法等により、可能な範囲で放射性物質の放出状況の推定を行う。</p> <p>第7 緊急時の公衆の被ばく線量の実測</p> <p>県は、国（原子力規制委員会、環境省）及び指定公共機関と連携の上、緊急事態宣言発出後、健康調査・健康相談を適切に行う観点から、発災後一カ月以内を目途に緊急時における放射性ヨウ素の吸入による内部被ばくの把握を行うとともに、速やかに外部被ばく線量の推</p>	<p>第4 緊急時モニタリングの実施</p> <p><u>緊急時モニタリングセンターは、周辺への放射性物質又は放射線に関する情報を得るために、緊急時モニタリング実施計画に基づき緊急時モニタリングを実施し、結果をとりまとめ、原子力災害対策本部に送付するものとする。</u></p> <p>第5 モニタリング結果の共有</p> <p><u>緊急時モニタリングセンターはモニタリング結果の妥当性を確認して、緊急時モニタリングセンター内で結果を共有するとともに、速やかに原子力災害対策本部に送ることとする。緊急時モニタリングセンターは、原子力災害対策本部が行ったモニタリング結果の評価を共有することとする。また、緊急時モニタリングの結果等について、緊急時モニタリングセンターから、県をはじめ立地県である石川県、氷見市等に連絡するとともに、県は、その他の市町村にも連絡する。</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>第6 緊急時の公衆の被ばく線量の実測</p> <p><u>国、指定公共機関、県及び氷見市等の市町村は連携し、特定事象発生の通報がなされた場合、健康調査・健康相談を適切に行う観点から、発災後一カ月以内を目途に緊急時における放射性ヨウ素の吸入による内部被ばくの把握を行うとともに、速やかに外部被ばく線量の推</u></p>	<p>第2、第3 でSPEED Iの活用 を記載</p>

旧	新	備考
<p>計等を行うための行動調査を行う。</p> <p>第8 緊急時モニタリング要員及び資機材の確保</p> <p>県は、事故の状況によりモニタリング要員や資機材の確保が困難な場合は、国、市町村、関係機関等に対して、モニタリング要員の派遣や資機材の提供等を要請し、市町村、関係機関においては、モニタリング要員の派遣等の協力を行うものとする。</p> <p>第5節 避難等の防護活動</p> <p>第1 屋内退避、避難等の防護対策の概念</p> <p>(略)</p> <p>第2 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施</p> <p>1. 屋内退避又は避難のための勧告又は指示の連絡、確認等</p> <p>県は、特定事象の通報があった場合は、国と連携し、緊急時モニタリングを実施し、国に報告する。</p> <p>国の原子力災害対策本部は、原子力規制委員会が把握した緊急時モニタリング結果等を踏まえて、輸送手段、経路、避難所の確保等の要素を考慮して屋内退避、避難又は一時移転の判断を行う。</p>	<p>計等を行うための行動調査を行う。</p> <p>第7 緊急時モニタリング要員及び資機材の確保</p> <p>県は、事故の状況により<u>緊急時モニタリングセンターに派遣する</u>要員や資機材の確保が困難な場合は、市町村、関係機関等に対して、モニタリング要員の派遣や資機材の提供等を要請し、市町村、関係機関においては、モニタリング要員の派遣等の協力を行うものとする。</p> <p>第5節 避難等の防護活動</p> <p>第1 屋内退避、避難等の防護対策の概念</p> <p>(略)</p> <p>第2 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施</p> <p>1. 屋内退避又は避難のための勧告又は指示の連絡、確認等</p> <p>原子力規制委員会が<u>施設の状況や</u>緊急時モニタリング結果を踏まえ、<u>気象予測やSPEEDIネットワークシステムの結果等を参考にしつつ避難や一時移転に係る実施の判断を行った上で</u>、国の原子力災害対策本部は、輸送手段、経路、避難所の確保等の要素を考慮して避難等の指示を行う。</p> <p><u>(1) 特定事象発生時</u></p> <p>県は、<u>特定事象発生時には、国の指示を受け、又は独自の判断により、UPZ内における屋内退避の準備を行う。</u></p> <p><u>(2) 緊急事態宣言発出時</u></p> <p>県は、<u>内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合、PAZ内の避難に実施にあわせ、国の指示を受け、又は独自の</u></p>	

旧	新	備考
<p>県は、国からの避難指示を受けて、氷見市及びその他の市町村に対し、住民等に対する屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施する。また、住民避難の支援が必要な場合には氷見市及びその他の市町村と連携し国に要請する。さらに、知事は、国から指示案を伝達された場合には、当該指示案に対して速やかに意見を述べる。</p> <p>また、国の原子力災害対策本部は、避難及び一時移転の実施にあたっては、その指示を、県、市町村を通じて住民等に混乱がないよう適切かつ明確に伝える方策を準備する。</p> <p>なお、複合災害の発生等により、国との連絡が取りにくい場合などには、県及び市町村が独自に避難の必要性の判断を行ったうえで、市町村が災対法の規定に基づいて、避難指示を出す。</p> <p>2～4 (略)</p>	<p><u>判断により、原則としてUPZ内における屋内退避を行うことを氷見市に伝える。</u></p> <p><u>また、UPZ外の市町村に対し、必要に応じて、屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を行う。</u></p> <p>県は、国からの避難等の指示を受けた場合、原子力災害対策指針に基づいたOILの値を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、氷見市及びその他の市町村に対し、住民等に対する屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施する。また、住民避難の支援が必要な場合には氷見市及びその他の市町村と連携し国に要請する。さらに、知事は、国から指示案を伝達された場合には、当該指示案に対して速やかに意見を述べる。</p> <p>また、国の原子力災害対策本部は、避難及び一時移転の実施にあたっては、その指示を、県、市町村を通じて住民等に混乱がないよう適切かつ明確に伝える方策を準備する。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 家庭動物との同行避難</p> <p><u>県は、災害の実態に応じて、氷見市及びその他の市町村と連携し、飼い主による家庭動物との同行避難を呼びかけるものとする。</u></p>	

旧	新	備考
<p>第3. 避難場所 1～7 (略)</p> <p>8 安定ヨウ素剤の服用に係る説明及び準備 県、氷見市及びその他の市町村は、原子力災害対策指針を踏まえ、安定ヨウ素剤の予防服用の効果、服用対象者、禁忌等について避難者へパンフレット等により説明するとともに、安定ヨウ素剤の配布の準備を行う。</p> <p>9 応急仮設住宅等の提供等 (略)</p> <p>10 応急仮設住宅等の建設等 (略)</p> <p>第4. 避難手段 (略)</p> <p>第5. 広域一時滞在 (略)</p> <p>第6. 避難の際の住民に対するスクリーニングの実施 (略)</p>	<p>第3. 避難場所 1～7 (略)</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>8 応急仮設住宅等の提供等 (略)</p> <p>9 応急仮設住宅等の建設等 (略)</p> <p>第4. 避難手段 (略)</p> <p>第5. 広域一時滞在 (略)</p> <p>第6. 避難の際の住民に対するスクリーニングの実施 (略)</p>	<p>第7に移行</p>

旧	新	備考
<p>第7. 安定ヨウ素剤の予防服用</p> <p>1 安定ヨウ素剤の予防服用</p> <p>安定ヨウ素剤の予防服用については、原子力規制委員会が、発電所の状態や緊急時モニタリング結果等の情報を集約した上で、安定ヨウ素剤の投与指示の一義的な判断を行い、国の原子力災害対策本部を通じて、県に連絡することとなっている。</p> <p>県は、国の原子力災害対策本部から安定ヨウ素剤の服用の指示があった場合は、周辺住民等の放射線防護のため、氷見市やその他の市町村に対して、住民等への安定ヨウ素剤の配布及び服用を指示する。</p> <p>なお、国の原子力災害対策本部に対して安定ヨウ素剤服用の指示を求める時間の余裕がない場合は、医師の意見を聞いたうえで安定ヨウ素剤の服用を指示する。</p> <p>氷見市及びその他の市町村は、県から指示があった場合は、直ちに住民等に安定ヨウ素剤を配布し、服用を指示する。特にUPZの住</p>	<p>第7. 安定ヨウ素剤の予防服用</p> <p>1 安定ヨウ素剤の予防服用</p> <p><u>県は、原子力災害対策指針を踏まえ、氷見市、その他の市町村、医療機関等と連携して、安定ヨウ素剤の服用にあたっての注意を払った上で、住民等に対する服用指示等の措置を講じる。</u></p> <p><u>(1) 緊急時に配布される安定ヨウ素剤の服用指示</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">※1 事前配布を実施しない場合</div> <p><u>①国の判断及び指示</u></p> <p><u>緊急時における住民等への安定ヨウ素剤の配布及び服用については、原則として、原子力規制委員会がその必要性を判断し、原子力災害対策本部又は県及び市町村に連絡することとされている。</u></p> <p><u>②県及び市町村の役割</u></p> <p>県は、国の原子力災害対策本部からの<u>指示に基づき、又は独自の判断により、</u>氷見市及びその他の市町村に対して、<u>原則として医師の関与の下で、</u>住民等への安定ヨウ素剤の配布及び服用を指示する。<u>ただし、時間的制約等により、医師を立ち合わせるできない場合には、薬剤師の協力を求める等、あらかじめ定める代替の手続きによって配布・服用指示を行う。</u></p> <p>氷見市及びその他の市町村は、県からの<u>指示に基づき、又は独自の判断により、</u>直ちに住民等に安定ヨウ素剤を配布し、服用を指示する。</p>	<p>備考</p> <p>※1 見出し削除 ※1見出し ①⇒(1)</p> <p>※1見出し ②⇒(2)</p>

旧	新	備考
<p>民に対しては、避難や屋内退避の指示がなされた段階で適切な服用ができるようにする。</p> <p>なお、放射性ヨウ素による甲状腺被ばくの健康影響が大人よりも大きい乳幼児については、優先的な服用をできるようにする。</p> <p>2 安定ヨウ素剤服用の留意事項</p> <p>県、氷見市及びその他の市町村は、安定ヨウ素剤の予防服用に当</p>	<p>なお、放射性ヨウ素による甲状腺被ばくの健康影響が大人よりも大きい乳幼児については、優先的な服用をできるようにする。</p> <p><u>※「医師の関与」とは、安定ヨウ素剤の配布及び服用を行う現場に医師の立ち合わせ、安定ヨウ素剤を服用させてよいかどうかの判断、服用に伴う副作用発生時における応急措置や医療機関への搬送手続きなどの対応を行うことである。</u></p> <p><u>(2) 事前配布された安定ヨウ素剤の服用指示</u></p> <p><u>①国の判断及び指示</u></p> <p><u>安定ヨウ素剤が事前配布された地域の住民に対して、原則として、原子力規制委員会がその必要性を判断し、原子力災害対策本部又は県及び市町村に連絡することとされている。</u></p> <p><u>②県及び市町村の役割</u></p> <p><u>県は、原子力災害対策本部の指示に基づき、又は独自の判断により、氷見市に対して、事前配布した地域の住民等へ安定ヨウ素剤の服用を指示する。</u></p> <p><u>氷見市は、県から指示があった場合、又は独自の判断により、事前配布した地域の住民等に安定ヨウ素剤の服用を指示する。</u></p> <p>2 安定ヨウ素剤服用の留意事項</p> <p>県、氷見市及びその他の市町村は、安定ヨウ素剤の予防服用に当</p>	<p>事前配布を行う場合のみ記載</p> <p>本県ではP A Zはないため、規制委の判断が必要</p>

旧	新	備考
<p>たつては、副作用や禁忌者等に関する注意を事前に周知するとともに、次の点について留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 安定ヨウ素剤の服用は、放射性ヨウ素以外の他の放射性核種に対しては防護効果がないこと。 安定ヨウ素剤の予防服用は、避難、屋内退避、飲食物摂取制限等の防護対策とともに講ずる必要があり、安定ヨウ素剤の効果のみに過度に期待しないこと。また、不注意による誤飲の防止対策も講じる必要があること。 緊急時に投与・服用する場合は、精神的な不安などにより平時には見られない反応が認められる可能性があること。 年齢に応じた服用量に留意する必要があること。特に乳幼児については過剰服用に注意し、服用量を守って投与する必要があること。 <p>※安定ヨウ素剤の予防服用の具体的な手順等については、今後、国が示す予定の原子力災害対策指針の更なる改定を踏まえて、そのあり方を検討</p> <p>第8. 災害時要援護者等への配慮</p> <p>1 災害時要援護者等への配慮 (略)</p> <p>(1) 災害時要援護者の安全確保 ア～イ (略)。</p> <p>ウ 氷見市及びその他の市町村は、災害時要援護者の特性に応じ、携帯端末等の情報機器を適切に活用するなど、情報伝達手段について</p>	<p>たつては、副作用や禁忌者等に関する注意を事前に周知するとともに、次の点について留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (略) 安定ヨウ素剤の予防服用は、<u>その防護効果</u>のみに過度に<u>依存せず</u>、避難、屋内退避、飲食物摂取制限等の防護措置とともに講ずる必要があること。また、不注意による経口摂取の防止対策も講じる必要があること。 (略) (略) <p>※<u>プルーム通過時に対する防護措置としての安定ヨウ素剤の投与の判断基準の整備、屋内退避等の防護措置の併用のあり方</u>については、今後、国が示す予定の原子力災害対策指針の更なる改定を踏まえて、そのあり方を検討</p> <p>第8. 災害時要援護者等への配慮</p> <p>1 災害時要援護者等への配慮 (略)</p> <p>(1) 災害時要援護者の安全確保 ア～イ (略)。</p> <p>ウ 氷見市及びその他の市町村は、災害時要援護者の特性に応じ、携帯<u>情報</u>端末等の情報機器を適切に活用するなど、情報伝達手段につ</p>	<p>語句修正</p>

旧	新	備考
<p>配慮する。</p> <p>(2) 災害時要援護者の生活支援 (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第9. 学校等施設における避難措置 (略)</p> <p>第10. 不特定多数の者が利用する施設における避難措置 (略)</p> <p>第11. 警戒区域の設定、避難の勧告・指示の実効を上げるための措置 (略)</p> <p>第12. 飲食物、生活必需品等の供給 (略)</p> <p>第6節 治安の確保及び火災の予防 (略)</p> <p>第7節 飲食物の出荷制限、摂取制限等 (略)</p> <p>第8節 緊急輸送活動 (略)</p> <p>第9節 救助・救急、消火及び医療活動 (略)</p> <p>第10節. 緊急時医療活動 (略)</p>	<p>いて配慮する。</p> <p>(2) 災害時要援護者の生活支援 (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第9. 学校等施設における避難措置 (略)</p> <p>第10. 不特定多数の者が利用する施設における避難措置 (略)</p> <p>第11. 警戒区域の設定、避難の勧告・指示の実効を上げるための措置 (略)</p> <p>第12. 飲食物、生活必需品等の供給 (略)</p> <p>第6節 治安の確保及び火災の予防 (略)</p> <p>第7節 飲食物の出荷制限、摂取制限等 (略)</p> <p>第8節 緊急輸送活動 (略)</p> <p>第9節 救助・救急、消火及び医療活動 (略)</p> <p>第10節. 緊急時医療活動 (略)</p>	

旧	新	備考
第 11 節 住民等への的確な情報伝達活動 (略) 第 12 節 自発的支援の受入れ等 (略) 第 13 節 行政機関の業務継続に係る措置 (略)	第 11 節 住民等への的確な情報伝達活動 (略) 第 12 節 自発的支援の受入れ等 (略) 第 13 節 行政機関の業務継続に係る措置 (略)	

県地域防災計画（原子力災害編）再改定案（第4章） 新旧対照表

旧	新	備考
<p>第4章 原子力災害中長期対策</p> <p>第1節 基本方針 (略)</p> <p>第2節 緊急事態解除宣言後の対応 (略)</p> <p>第3節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表 発災後の復旧に向けて、以下の判断等を行うため、県は、原子力緊急事態解除宣言後、国、立地県である石川県、関係機関及び北陸電力と協力して環境放射線モニタリングを行い、放射線量及び放射性物質濃度の経時的な変化を継続的に把握する。 ・避難区域見直し等の判断を行うこと ・被ばく線量を管理し低減するための方策を決定すること ・現在及び将来の被ばく線量を推定すること また、県は、環境放射線モニタリングの結果を速やかに公表し、その後、平常時における環境放射線モニタリング体制に移行する。</p> <p>第4節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定 (略)</p> <p>第5節 各種制限措置等の解除 (略)</p> <p>第6節 放射性物質による環境汚染への対処 (略)</p> <p>第7節 災害地域住民に係る記録等の作成 (略)</p>	<p>第4章 原子力災害中長期対策</p> <p>第1節 基本方針 (略)</p> <p>第2節 緊急事態解除宣言後の対応 (略)</p> <p>第3節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表 発災後の復旧に向けて、以下の判断等を行うため、県は、原子力緊急事態解除宣言後、<u>国の統括の下</u>、立地県である石川県、関係機関及び北陸電力と協力して環境放射線モニタリングを行い、放射線量及び放射性物質濃度の経時的な変化を継続的に把握する。 ・避難区域見直し等の判断を行うこと ・被ばく線量を管理し低減するための方策を決定すること ・現在及び将来の被ばく線量を推定すること また、県は、環境放射線モニタリングの結果を速やかに公表し、その後、平常時における環境放射線モニタリング体制に移行する。</p> <p>第4節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定 (略)</p> <p>第5節 各種制限措置等の解除 (略)</p> <p>第6節 放射性物質による環境汚染への対処 (略)</p> <p>第7節 災害地域住民に係る記録等の作成 (略)</p>	

旧	新	備考
<p>第8節 被災者等の生活再建等の支援 (略)</p> <p>第9節 風評被害等の影響の軽減 (略)</p> <p>第10節 被災中小企業等に対する支援 (略)</p> <p>第11節 心身の健康相談体制の整備 (略)</p> <p>第12節 物価の監視 (略)</p> <p>第13節 復旧・復興事業からの暴力団排除 (略)</p>	<p>第8節 被災者等の生活再建等の支援 (略)</p> <p>第9節 風評被害等の影響の軽減 (略)</p> <p>第10節 被災中小企業等に対する支援 (略)</p> <p>第11節 心身の健康相談体制の整備 (略)</p> <p>第12節 物価の監視 (略)</p> <p>第13節 復旧・復興事業からの暴力団排除 (略)</p>	

県地域防災計画（原子力災害編）再改定案（第5章） 新旧対照表

旧	新	備考
<p>第5章 複合災害対策</p> <p>第1節 基本方針 (略)</p> <p>第2節 災害事前対策 (略)</p> <p>第3節 災害応急対策</p> <p>第1 情報の収集・連絡 (略)</p> <p>第2 活動体制の確立 (略)</p> <p>第3 緊急時モニタリング</p> <p>1 モニタリングポスト等の稼働状況の確認 地震・津波等の大規模自然災害や雪害発生時には、県又は市町村は、モニタリングポスト等の倒壊や電源供給の途絶又は通信施設の倒壊等がないか稼働状況を確認し、国の原子力災害対策本部等に報告する。</p> <p>2 代替手段による緊急時モニタリングの実施 県は、地震・津波等の大規模自然災害や雪害の発生によりモニタリングポスト等が機能しない場合は、<u>国の原子力災害対策本部と連携し</u>、状況に応じて可搬型モニタリングポストやサーベイメータ等を活用し、緊急時モニタリングを実施する。 また、大規模自然災害や雪害の発生により、道路等の途絶があった場合には、<u>国による</u>航空機モニタリングの実施を要請する。</p>	<p>第5章 複合災害対策</p> <p>第1節 基本方針 (略)</p> <p>第2節 災害事前対策 (略)</p> <p>第3節 災害応急対策</p> <p>第1 情報の収集・連絡 (略)</p> <p>第2 活動体制の確立 (略)</p> <p>第3 緊急時モニタリング</p> <p>1 モニタリングポスト等の稼働状況の確認 地震・津波等の大規模自然災害や雪害発生時には、県又は市町村は、モニタリングポスト等の倒壊や電源供給の途絶又は通信施設の倒壊等がないか稼働状況を確認し、<u>緊急時モニタリングセンター</u>、国の原子力災害対策本部等に報告する。</p> <p>2 代替手段による緊急時モニタリングの実施 <u>緊急時モニタリングセンター</u>は、地震・津波等の大規模自然災害や雪害の発生によりモニタリングポスト等が機能しない場合は、状況に応じて可搬型モニタリングポストやサーベイメータ等を活用し、緊急時モニタリングを実施する。 また、大規模自然災害や雪害の発生により、道路等の途絶があった場合には、航空機モニタリング<u>を実施する</u>。</p>	

旧	新	備考
<p>また、道路の破損状況やモニタリング要員の参集状況を勘案し、緊急時モニタリング計画を策定し、<u>国の総合調整の下、緊急時モニタリングを実施する。</u></p> <p>3 応援要請</p> <p>県は、モニタリングの資機材や要員に不足が生じる場合又は生じる恐れがある場合には、国の原子力災害対策本部、他の都道府県、北陸電力及び関係機関等に対し要請を行うなど体制の確保を図る。</p> <p>第4 屋内退避、避難収容等の防護活動</p> <p>(略)</p> <p>第5 緊急輸送活動</p> <p>(略)</p> <p>第6 緊急時輸送活動</p> <p>(略)</p> <p>第4節 災害中長期対策</p> <p>(略)</p>	<p><u>緊急時モニタリングセンター</u>は、道路の破損状況やモニタリング要員の参集状況を勘案し、緊急時モニタリング<u>実施</u>計画を策定<u>す</u><u>る。</u></p> <p>3 応援要請</p> <p><u>緊急時モニタリングセンター長</u>は、モニタリングの資機材や要員に不足が生じる場合又は生じる恐れがある場合には、国の原子力災害対策本部<u>放射線班</u>に対し要請を行うなど体制の確保を図る。</p> <p>第4 屋内退避、避難収容等の防護活動</p> <p>(略)</p> <p>第5 緊急輸送活動</p> <p>(略)</p> <p>第6 緊急時輸送活動</p> <p>(略)</p> <p>第4節 災害中長期対策</p> <p>(略)</p>	